

南城市景観審議会の公開に関する要領

平成 28 年 6 月 1 日

改正 令和 3 年 12 月 1 日

南城市景観審議会会長

(趣旨)

第 1 条 この要領は、南城市景観まちづくり条例(平成 25 年条例第 22 号)第 24 条に規定する南城市景観審議会(以下「審議会」という。)の会議について、南城市情報公開条例(平成 18 年条例第 7 号)第 26 条の規定に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の方法)

第 2 条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 傍聴の定める定員は、会議の内容、会場の規模を勘案し、あらかじめ定める。
- 3 会議の公開にあたっては、公正かつ円滑な審議等のため、傍聴に係る遵守事項を定める。
- 4 会議の公開の可否、傍聴定員及び傍聴に係る遵守事項等は、本審議会を所管する都市計画課により会議開催の公表時に示すこととする。

(会議の公開の可否の決定権限等の委任)

第 3 条 会議の公開の可否及び傍聴定員については、会議開催の公表時に示すことが望ましいことから、具体的な会議の公開の可否及び傍聴定員の決定については、本審議会の庶務を処理する都市計画課長(以下「課長」という。)に委任する。

- 2 課長は、前条に基づき決定を行うこととし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合は、会長と調整のうえ決定を行うこととする。

(傍聴の手続)

第 4 条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で傍聴人名簿に住所、氏名又は所属機関名等を記入し、事務局の指示に従って会議会場に入室すること。

- 2 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の 30 分前とする。
- 3 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了とする。
- 4 会議の傍聴定員は、原則として 20 名とする。

(傍聴することができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 傍聴が認められた者以外の者
- (2) 危険物又は会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 張り紙、プラカード、拡声器等の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に定められる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

(遵守事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言動に対し拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 写真撮影、録音、録画等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 傍聴及び会議録画映像等により知り得た発言者の氏名等、個人情報に関する内容をインターネットや広報誌等で公表しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第7条 会長は、傍聴者が前条の規定に違反していると認められるときは、これを制止し、その制止に従わないときは、その者を退場させることができる。

- 2 会長は、南城市情報公開条例第26条の規定により、個人情報の保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障があると認め、会議を非公開とする決定がなされたときは、傍聴者を退場させるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審議会の会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。